

太倉 JP 会 運営規約

目 次

第1章 総則及び目的	2
第2章 会員資格要件	2
(1) 正規会員	2
(2) 準会員	2
第3章 入会及び退会	2
第4章 運営	3
(1) 一般事項	3
(2) 幹事会	3
(3) 幹事会の業務	3
第5章 活動	4
第6章 会費	4
第7章 禁止事項	5
第8章 注意事項	5
第9章 規約の改訂および解散	5
(1) 規約の改定	5
(2) 解散	5

第1章 総則及び目的

太倉 JP 会（以下、JP 会とする）は、2002 年に設立された法人格をもたない非営利団体であり、太倉進出の日系企業会員及び賛助会員の親睦・情報交換の推進を目的とする。

本規約は、JP 会規約第 2 章（会員資格要件）に規定する会員によって構成され、その会員へ第 5 章活動内に基づいた各種サービスを提供・支援する為の有益かつ建設的な活動を行うべく定めたものである。

第2章 会員資格要件

本会正会員及び準会員とは、以下とする。

（１） 正規会員

太倉市に在住、又は勤務している日本人とする。それ以外の希望者がいる場合、幹事会で審査、決定する。

（２） 準会員

正会員要件を満たさない太倉日系企業のビジネスに関係する方で、継続的に会に参加を希望する方。

第3章 入会及び退会

本会への入会及び退会については、以下を基本規約として適用する。

- （１） 会への参加を希望し、会員登録を行う事により、会員の資格を得る事ができる。
- （２） 入会は、運営規約を確認し、当会活動内容に賛同及び遵守することの承認を前提とする。
- （３） 正規会員資格者以外の JP 会への参加を希望する申請者は、幹事会で審査、決定する。
- （４） 正規会員資格者以外が正規会員への登録を希望する場合、幹事会で審査、決定する。
- （５） 準会員は、別項に定める規定による会費を納入しなければならない。
- （６） 会員の帰国、就業先の移転等個人の都合により退会する場合は、その旨届出の上、退会するものとする。
- （７） 幹事にて会員帰任などの資格要件を満たさない事実を把握した場合、退会とする場合がある。
- （８） 会員資格の譲渡は認められない。

第4章 運営

(1) 一般事項

- (i) 会の運営を円滑に行う目的で幹事会を設置、この幹事会で会員を代表して運営に当たる
- (ii) 会の運営は日本語を優先言語とする。
- (iii) 正規会員は会が主催する、総会、月例会、各種イベントに参加する資格を得る
- (iv) 準会員は会主催の、総会、月例会、各種イベントへの参加資格を有すが、運営や総会での議決には参加できない。
- (v) JP会の登録情報は、法令で定める場合その他特別な理由のある場合を除き原則本人の許可なく第三者に開示しない。
- (vi) 各種活動を円滑に行う為、必要に応じ部会を設置する（ゴルフ部会等）。

(2) 幹事会

- (i) 幹事会の組織構成は以下とする。

役職	構成人数	責務及び職務内容
会長	1名	会を代表し、運営に責任を持つ
副会長	1名（場合により2名）	会長を補佐し、会長に不都合が有る場合は、会長職を代行する
会計	若干名	
運営幹事	制限なし	会員の登録、及び問い合わせに対し回答を行う

- (ii) 会長及び幹事は、立候補、推薦により選出され、総会にて決議、決定する。
- (iii) 基本的に、任期は1年とする。

(3) 幹事会の業務

- (i) 会の活動方針を協議・決定する。但し、重要案件については、総会或いは懇親会、部会の意見を聴取の上決定する。
- (ii) 会員にメール又は相当するAPP(グループチャット)等により、情報、催し物の案内、運営事務一切を執行する。
- (iii) 各種行事於ける会費を幹事会にて協議、裁定する。

第5章 活動

会員の相互親睦を図るために、会の活動として下記を行う。具体的な活動要領は

幹事会で決定する。活動には、内容に応じて、費用を徴収し執行する。

(1) 総会（懇親会）年2回

食事会を兼ね、併せて講習会等も行う

(2) 月例会、懇親会

月例会の参加費用は無料、情報交換、工場見学、提議された案件等の協議を行う、（食事費用実費）

但し、各種会開催月と2月及び8月を除く第土曜日を基本開催日とするが、出席者数に応じ変更可とする。

(3) 各種レクリエーション

スポーツ部会で懇親ゴルフ等を企画、新企画は幹事会にて決定、主催する

(4) その他：講習会（ワーカー向け、日本人向け）及び各種団体との交流

(5) 正規会員法人登録名簿の発行（正規会員に限る）を行う。（中国人社員の訪日短期商用査証申請の為）

(i) 名簿発行協賛金 100 元を申し受け、その年 1 年間有効とする。

(ii) 協賛金は、申請月に関わらず 100 元とし、月割りなどの減額はしない。

(iii) 起算基準日は、毎年 1 月 1 日とし、有効期間は 1 年間とする。

(iv) 同年内の発行は、複数回可とし追加金は発生しないものとする。

(v) 支払い方法は、幹事会メンバーへの送金を基本とする。

(vi) 領収書（発票）及び請求書は発行できない。一般領収書（私設の領収書）のみの発行とする。

第6章 会費

(1) 会費は個人会費とし、法人会費は設定しない。

(2) 会費の起算基準日は、毎年 1 月 1 日とし、1 年間を活動年度とする。

(3) 会費は入会月に関わらず年会費を払うものとする。

(4) 有資格中の会員退会時の前納分の会費の払い戻しは行わない。

(5) 領収書（発票）及び請求書は発行できない。一般領収書（私設の領収書）のみの発行とする。

(6) 退会のご連絡があるまで会員資格は自動更新され、毎年 1 月 1 日に会費が発生するものとする。

(7) 支払い方法は、幹事会メンバーへの送金を基本とする。

(8) 支払い期限は、毎年 3 月末までとする。期限を超え未払いの準会員は退会処分とする。

(9) 未払いの準会員へは、支払期限 2 週間前を目途に再通知をする。

区分	金額/年間（元）	
	正会員	準会員
個人会員	無料	500
法人会員	-	-

第7章 禁止事項

- (1) 本会を利用した、政治、宗教活動、及び営業活動は禁止する。
- (2) 問題が発生した場合は幹事会協議により退会処分とすることがある。
- (3) 個人情報保護の為、会員・法人名簿等の目的外利用及び第三者へ漏らすことを禁ずる。（帰属されている企業に抗議致します）
- (4) ホームページの情報等の無断転用禁止します。

第8章 注意事項

- (1) JP会開催行事、撮影されました写真はホームページに掲載される可能性があります。
- (2) JP会は公共性を伴いますので、ご了承をお願い致します。
- (3) 家族規定とし、親族を家族とする（イベント参加費用の一部負担金をお願い致します）
- (4) 同伴者規定とし、イベントの種類により参加可能なイベント開催時、事前連絡にて同伴者として申し込み可とする。（同伴者参加可不可イベント種は幹事会で決定）

第9章 規約の改訂および解散

- (1) 規約の改定

本規約は、総会の決議をもって、改訂することができるものとする。

- (2) 解散

本会は、総会の決議をもって解散することができるものとする。

解散する場合は、財産及び個人情報は総会の決議に従って処理するものとする。

太倉 JP 会 幹事一同

—— 改訂履歴 ——

2002 年 制定

2012 年 7 月 8 日 運営要綱の改定

2024 年 12 月 21 日 会員資格要件、運営、会費内容の改訂